

例は拒絶す。

五日、代表 徳永 今 職工 二 割の昇給を迫る  
之れに對しし今田 社例は

男 二月 以下 二十五 歳

一 二月 以上 二十五 歳

女 二十五 歳

も 十二 日 以後 昇給 せしむる

んん 協しとの案より人員 過剩 のため 二十五 歳 以上 解雇 産  
オより 交換 條件 会社 社例 あり 提出 したる 職工 例は  
度 解雇 せしむ 事情 の 許す 限り 使用 し 除く 解雇 例は  
度 事 業 者 希 望 し 三十 歳 解雇 の 要 求 は 承認 せず  
以上の 交渉 により 二月 二十九 日 迄 昇給 二 割 の 如く 就業 せ

六月十四日

今田 社 例は 事業 縮小 のため 組合 の 是 為 したる 別 解 の 派  
職 争 論 により 二十五 歳 以上 職 争 論 十 四 日 退 職 争 論 及 び 賃 金  
も 上げ あり する 山の 五 名 (男) 他 は 之れ を 拒 絶 す。  
十五 日 十六 日 (一 件 々)

十七 日 朝 被 解 雇 者 十五 名 普 通 一 如く 工 場 内 に 送 入  
り 九 日 今 田 社 は 解 雇 者 あり する 以上 之れ を 拒 絶 し 押 回  
す。

南 多 三 同 務 組 合 の

此 の 時 職 工 例 あり 今 田 社 二 重 征 収 の 面 談 し 解 雇 例 の 理  
由 被 解 雇 者 の 人 選 者 指 名 及 び 之 の 方 法 を 抽 出 同 議  
合 社 例 は 給 付 の 理 由 及 び 人 選 者 は 今 田 社 内 部  
の 方 針 例 あり 協 会 外 要 求 あり 拒 絶 す。